

# 約款類の制定および改定について

当社では、下記のとおり約款類を制定および改定させていただきます。

## 記

### 1 制定および改定

- (1) 障がい者用 I C 乗車券取扱特約（新規制定）
- (2) I C カード乗車券取扱規則
- (3) I C カード乗車券取扱基準規程
- (4) I C カード乗車券取扱規則に関する特約
- (5) 旅客営業規則
- (6) 連絡運輸規程

### 2 実施日

令和5年3月18日（土）初電より

### 3 内 容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

### 《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課  
TEL：045-787-7008  
(9:00～17:20)

## 障がい者用 IC 乗車券取扱特約（新規制定）

ICカード乗車券取扱規則（参考規則）	障がい者用 ICカード乗車券取扱特約
<p style="text-align: center;"><b>「ICカード乗車券取扱規則」（抜粋）</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）における、ICカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 前項にかかわらず、一体型PASMOについては次の各号に定める取扱いは行わない。</p> <p>（1） 第11条（発売）</p> <p>（2） 第18条第2項（再印字）</p> <p>（3） 第22条および第23条（再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う。</p> <p>（4） 第24条（PASMOの交換および移替え）</p> <p>（5） 第26条（払いもどし）</p> <p>3 当該PASMOに定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第1号および第2号の取扱いを除き、第1項により取扱う。</p> <p>4 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。</p> <p>5 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>6 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p><b>第3条</b> この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するPASMOを媒体とする乗車券等をいう。</p> <p>（2）「IC取扱事業者」とは、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者をいう。</p> <p>（3）「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。</p> <p>（4）「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。</p> <p>（5）「ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。</p> <p>（6）「無記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供する</p>	<p style="text-align: center;"><b>「障がい者用 ICカード乗車券取扱特約」（抜粋）</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この特約は、株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）が「株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児 第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p><b>第2条</b> この特約は、株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という。）に対する特約であり、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。</p> <p>（1） 第6条（発売）</p> <p>（2） 第10条（再印字）</p> <p>（3） 第11条第2項（障がい者用PASMOの個人情報変更）</p> <p>（4） 第14条及び第15条（再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う</p> <p>（5） 第16条（障がい者用PASMOの交換）</p> <p>（6） 第18条（払いもどし）</p> <p>（7） 第19条（障がい者用PASMOの変更）</p> <p>（8） 第20条（有効期限の更新）</p> <p>3 IC規則第5条第5項第5号、同第5条第9項、同第6条の2、同第7条、同第11条、同第13条、同第16条第4項、同第16条の2、同第18条から同第27条、同第30条から同第32条に規定する事項については、障がい者用ICカード乗車券には適用しない。</p> <p>4 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用ICカード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。</p> <p>5 この特約が改定された場合、以後の障がい者用ICカード乗車券にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。</p> <p>6 この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同障がい者用PASMO取扱特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p><b>第3条</b> この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「障がい者ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者PASMOを媒体とする乗車券等をいう。</p> <p>（2）「介護者ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者PASMOを媒体とする乗車券等をいう。</p> <p>（3）「障がい者用ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供する障がい者用ICカード乗車券をいう。</p> <p>（4）「障がい者用IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用PASMOに付したICカード乗車券をいう。</p>

ICカード乗車券をいう。

- (7) 「記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行い、かつPASMOに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (8) 「一体型PASMO」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9) 「大人用PASMO」とは、大人の使用に供するPASMOをいう。
- (10) 「小児用PASMO」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名PASMOをいう。
- (11) 「IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- (12) 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をPASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが収受するPASMOの使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、ICカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。

（契約の成立および適用規定）

**第4条** ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 前項にかかわらず、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。
- 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法および制限事項）

**第5条** ICカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

- 2 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
- 3 ICカード乗車券のSFを使用して定期乗車券、別のPASMOおよび当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 4 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び入場することはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
  - (1) 入場時にSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
  - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
  - (3) ICカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるICカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
  - (4) 記名PASMOまたは当社が別に定める無記名PASMOにおいては改札機等での入場または出場、SFもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはSFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
  - (5) 一体型PASMOにおいては提携先の都合により、当該PASMOが使用できない状態となったとき、または有効期限が終了したとき。
- 6 ICカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 7 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 8 記名PASMOは、当該記名PASMOに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用PASMOは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券、SF、定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(5) 「障がい者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者PASMOに付加したICカード乗車券をいう。

(6) 「介護者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者PASMOに付加したICカード乗車券をいう。

(7) 「障がい者用IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を障がい者用PASMOに付加したICカード乗車券をいう。

2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

（契約の成立および適用規定）

**IC規則第4条と同じ**

（使用方法および制限事項）

**第4条** 障がい者用ICカード乗車券を使用して乗車するときは、IC規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者ICカード乗車券およびその対となる介護者ICカード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、第1種身体障害者または第1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者ICカード乗車券を単独で使用することができる。

- 2 障がい者ICカード乗車券は記名人本人、介護者ICカード乗車券は障がい者ICカード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。
- 3 障がい者用ICカード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

(運賃)

- 第6条** この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。
- 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。
- |     |         |          |        |
|-----|---------|----------|--------|
| (1) | 2 kmまで  |          | 2 3 4円 |
| (2) | 2 kmをこえ | 4 kmまで   | 2 6 5円 |
| (3) | 4 kmをこえ | 7 kmまで   | 2 9 5円 |
| (4) | 7 kmをこえ | 1 1 kmまで | 3 1 6円 |
- 3 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。
- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

**第6条の2** 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(個人情報の取扱い)

**第7条** 記名P A S M Oにかかわる個人情報の取扱いは、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

**第8条** 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

**第9条** 当社におけるI Cカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

- 第10条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。
- (1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限
- 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

## 第2章 発売

(発売)

- 第11条** P A S M OはP A S M O取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名P A S M Oの購入を希望する旅客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。
- 2 旅客がP A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をP A S M Oへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。
- 3 旅客がP A S M Oに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をP A S M Oへ発売する。
- 4 第2項および第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用P A S M Oに、小児の使用に供するものは小児用P A S M Oにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名P A S M Oに付加するときは、当該無記名P A S M Oを記名P A S M Oに変更する場合に限り取扱う。
- 5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券(および×××××定期乗車券)の発売はしない。

(運賃)

**I C規則第6条と同じ**

(小児片道普通旅客運賃)

**該当なし**

(個人情報の取扱い)

**第5条** 障がい者用P A S M Oにかかわる個人情報の取扱いは、障がい者用P A S M O取扱特約の定めるところによる。

(旅客の同意)

**I C規則第8条と同じ**

(取扱区間)

**I C規則第9条と同じ**

(制限または停止)

**I C規則第10条と同じ**

## 第2章 発売

(発売)

- 第6条** 障がい者用P A S M Oは障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより駅等で発売する。
- 2 旅客が障がい者用P A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者または第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。ただし、第1種身体障害者または1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内および当社が定める区間を乗車する場合に限り、単独で定期乗車券を発売する。

(チャージ)

**第12条** ICカード乗車券は、PASMO取扱規則の定めによりICカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

- 2 IC乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合、およびIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(SF残額の確認)

**第13条** ICカード乗車券のSF残額は、ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字はPASMO取扱規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
- (4) 第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴

4 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴および第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 26週間を経過したSF残額履歴
- (4) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行した当日における再発行前のSF残額履歴
- (5) 第24条の規定によりPASMOを交換した当日における交換前のSF残額履歴

### 第3章 運賃

(IC乗車券における運賃の減額)

**第14条** 旅客がIC乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃をSF残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあつては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

**第14条の2** 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第17条「効力」)

(チャージ)

**IC規則第12条と同じ**

(SF残額の確認)

**第7条** 障がい者用ICカード乗車券のSF残額は、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 障がい者用ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字は障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、障がい者用ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴

(4) 第16条の規定により障がい者用PASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴

### 第3章 運賃

(IC乗車券における運賃の減額)

**IC規則第14条と同じ**

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

**IC規則第14条の2と同じ**

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

- 第 15 条** 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O の S F から減額する旅客運賃にあっては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。
- 2 旅客が I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
  - 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。
  - 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
  - 5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
    - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
    - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
  - 6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

- 第 16 条** 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする旅客が I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。
- 2 前各項にかかわらず、各 I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
    - (1) 実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める I C カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。
    - (2) 2 以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。
  - 3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

- 第 16 条の 2** 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

#### 第 4 章 効力

(効力)

- 第 17 条** I C カード乗車券取扱区間内において、I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとする。この場合、I C S F 乗車券 1 枚をもって 1 人が使用することができる。なお、無記名 P A S M O から大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができる。
  - (2) 入場後は、当日限り有効とする。
  - (3) 途中下車の取扱いはしない。

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

I C 規則第 15 条と同じ

(障がい者用 I C カード乗車券における運賃の減額)

- 第 8 条** 障がい者用 I C カード乗車券を使用して、第 4 条および I C 規則第 5 条第 1 項の定めにより乗車した場合、出場時に I C 規則第 16 条第 1 項または第 3 項に規定する割引運賃を減額する。
- 2 第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第 8 条の 2 項に定める

#### 第 4 章 効力

(効力)

- 第 9 条** I C カード乗車券取扱区間内において、障がい者用 I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、I C 規則第 17 条第 1 項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。
- 2 介護者 P A S M O から I C 規則第 16 条に定める割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、任意の小児 1 人が使用することができる。
  - 3 障がい者用 P A S M O に発売された定期乗車券および企画乗車券について、S F をチャージして券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、第 1 項を適用する。

- 2 P A S M Oに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、S FをチャージしたI C定期乗車券およびI C企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(再印字)

- 第18条** I Cカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。
- 2 前項の場合、P A S M O取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該P A S M Oを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名P A S M Oの個人情報変更)

- 第19条** 改氏名等により、記名P A S M Oを所持する旅客の個人情報と記名P A S M Oに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名P A S M Oを使用してはならない。
- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名P A S M Oを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

- 第20条** I Cカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったI Cカード乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。
- (1) 旅行開始後のI Cカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
  - (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはI C定期乗車券およびI C企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
  - (3) 記名P A S M Oを記名人以外の者が使用した場合
  - (4) 券面表示事項が不明となったI Cカード乗車券を使用した場合
  - (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用P A S M Oを使用した場合
  - (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
  - (7) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
  - (8) 偽造、変造または不正に作成されたI Cカード乗車券もしくはS Fを使用した場合
  - (9) 旅客の故意または重大な過失によりI Cカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
  - (10) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

- 第21条** 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより收受する。  
(→第20条「無効となる場合」)

## 第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

- 第22条** I C S F乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、P A S M O取扱規則の定めるところにより行う。
- 2 I C定期乗車券またはI C企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したI C定期乗車券またはI C企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(再印字)

- 第10条** 障がい者用I Cカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。
- 2 前項の場合、P A S M O取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該障がい者用P A S M Oを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用P A S M Oの個人情報変更)

- 第11条** 改氏名等により、障がい者用P A S M Oの記名人本人の個人情報と障がい者用P A S M Oに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用P A S M Oを使用してはならない。
- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該障がい者用P A S M Oを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用P A S M O取扱特約の定めによる。

(無効となる場合)

- 第12条** 障がい者用I Cカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用I Cカード乗車券の取扱いは障がい者用P A S M O取扱特約の定めによる。
- (1) 旅行開始後の障がい者用I Cカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
  - (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用I C定期乗車券および障がい者用I C企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
  - (3) 障がい者P A S M Oを障害者本人以外の者が使用した場合
  - (4) 障がい者I Cカード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合(第4条第1項ただし書きの場合を除く)
  - (5) 介護者I Cカード乗車券を介護者が単独で使用した場合
  - (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用I Cカード乗車券を使用した場合
  - (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って障がい者用P A S M Oを購入または使用した場合
  - (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
  - (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
  - (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用I Cカード乗車券もしくはS Fを使用した場合
  - (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用I Cカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
  - (12) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

- 第13条** 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより收受する。  
(→第12条「無効となる場合」)

## 第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

- 第14条** 障がい者用I C S F乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用P A S M O取扱特約の定めるところにより行う。
- 2 障がい者用I C定期乗車券または障がい者用I C企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用I C定期乗車券または障がい者用I C企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用I C定期乗車券または障がい者用I C企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえで、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号から第5号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券またはIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名PASMOの紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。
- 5 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。
- (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たしたうえで、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2) 企画乗車券については、第3項第2号および第3号の条件を満たしたうえで、ICカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
- (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第1号および第2号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合、株式会社パスモがIC定期乗車券またはIC企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

- 第23条** IC S F乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。
- 2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつIC定期乗車券またはIC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- 3 前項により再発行整理票が発行された当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえで、再発行を請求した場合に限って、当該ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカード乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号および第3号から第7号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。
- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を呈示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型PASMOと株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

- (2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえで、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (削除)
- (削除)
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券それぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用PASMOの紛失再発行手数料は障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
- (削除)
- 一体型は設定なし
- 5 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
- 7 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

- 第15条** 障がい者用IC S F乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。
- 2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- 3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえで、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。
- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- 4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。



- 4 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。
  - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
  - (2) 旅客の故意または重大な過失によりIC定期乗車券またはIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第20条第9号により無効となった場合  
(→第20条「無効となる場合」)

(PASMOの交換および移替え)

- 第24条** 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用しているPASMOを、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOに予告なく交換することがある。なお、一体型PASMOにおいては提携先の都合による場合を含む。
- 2 一体型PASMOを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型PASMOの交換をする場合の取扱いは、PASMO取扱規則の定めにより、株式会社パスモおよび提携先から交換用の一体型PASMOの交付を受け、当社に、現在使用している一体型PASMOと当該交換用の一体型PASMOを持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型PASMOにかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を当該交換用の一体型PASMOへ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。
  - 3 一体型PASMOを使用する旅客が、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの機能、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を、当社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、PASMO取扱規則の定めにより一体型PASMOの払いもどしおよびICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型PASMOに付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカード乗車券に移し替える。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。
  - 4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えた記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。  
(→第11条「発売」)  
(→第26条「払いもどし」)

(免責事項)

- 第25条** PASMOの交換または再発行により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 紛失した記名PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
  - 3 一体型PASMOについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
  - 4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 第6章 払いもどし

(払いもどし)

- 第26条** 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。
- 2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
  - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
  - (2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合  
(→第12条「無効となる場合」)
- 6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間に限り使用することができる。

(障がい者用PASMOの交換)

- 第16条** 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用PASMOを、当該障がい者用PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用PASMOに予告なく交換することがある。
- 2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用PASMOの機能停止の取り消しまたは機能の復元はできない。
- (削除) 一体型は設定なし
- (削除) 一体型は設定なし
- (削除) 一体型は設定なし

(免責事項)

- 第17条** 障がい者用PASMOの交換または再発行により、障がい者用PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用PASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 紛失した障がい者用PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- (削除) 一体型は設定なし
- 3 この特約に定めのない、障がい者用PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 第6章 払いもどし

(払いもどし)

- 第18条** 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。
- 2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 3 旅客が、I C定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 5 旅客が、I C企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
  - (1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
  - (2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、I C企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
  - (1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
  - (2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める無記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型P A S M Oを払いもどす場合は、P A S M O取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

## 第7章 特殊取扱

(P A S M Oの変更)

**第27条** 旅客が無記名P A S M Oを差し出して、記名P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。なお、P A S M O取扱規則の定めにより、記名P A S M Oから無記名P A S M Oへの変更はできない。

- 2 旅客がP A S M O取扱規則の定めによる有効期限終了後の小児用P A S M Oを差し出して、大人用P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

**第28条** 旅客は、I C S F乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該I C S F乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、I C定期乗車券またはI C企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 3 旅客が、障がい者用I C定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用P A S M O取扱特約に定める障がい者用P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者I C定期乗車券および介護者I C定期乗車券それぞれ1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 5 旅客が、障がい者用I C企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により障がい者P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する企画乗車券とその介護者に対する企画乗車券とについて共に行う場合に限り企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、障がい者用I C企画乗車券が不要となった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により障がい者P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する企画乗車券とその介護者に対する企画乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則等に定める払いもどしおよび障がい者用P A S M O取扱特約に定める障がい者用P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。
- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者I C企画乗車券および介護者I C企画乗車券それぞれ1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

(削除)

## 第7章 特殊取扱

(障がい者用P A S M Oの変更)

**第19条** 旅客が無記名P A S M Oを差し出して、障がい者用P A S M Oへの変更を申し出た場合、または記名P A S M Oを差し出して障がい者P A S M Oへの変更を申し出た場合(障害者本人が記名P A S M Oの記名人に限る)は、障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより障がい者用P A S M Oまたは障がい者P A S M Oへの変更を行う。

- 2 障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより、記名P A S M Oから介護者P A S M Oへの変更、障がい者用P A S M Oから無記名P A S M Oおよび記名P A S M Oへの変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名P A S M Oから障がい者P A S M Oへの変更はできない。

(有効期限の更新)

**第20条** 旅客が、有効期限を超えて障がい者用P A S M Oの使用を希望する場合、別に定める申請書及び当該障がい者用P A S M Oを提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用P A S M OのS F残額履歴を確認し、引き続き障がい者用P A S M Oの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

(同一駅で出場する場合)

**I C規則第28条と同じ**

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、最低運賃相当額を支払い発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) IC S F乗車券を使用して入場した場合。

(2) IC定期乗車券またはIC企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

**第29条** IC定期乗車券またはIC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまるICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) IC S F乗車券

(2) S Fをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のIC定期乗車券

(3) S Fをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のIC企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は收受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅においてICカード乗車券のS F残額から減額する。

## 第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

**第30条** 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」

(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」

(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」

(4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」

(5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「Manaca」

(6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」

(7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」

(8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード

(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」

(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」

(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」

(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」

2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則(以下、「ICカード発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

IC規則第29条と同じ

## 第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

**第21条** 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第1条に規定する障がい者用ICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用Suica」

(2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいSuica」

2 前項で定める一部の障がい者用ICカード乗車券について、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定める障がい者用ICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各障がい者用ICカードを発行する事業者の規則(以下、「ICカード発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

**第31条** 前条にかかわらず、次の各号に定めるICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に定めるICカード乗車券について
  - ア 第11条(発売)
  - イ 第13条第4項(SF残額の確認)
  - ウ 第18条第2項(再印字)
  - エ 第19条第2項(記名PASMOの個人情報変更)
  - オ 第22条(紛失再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
  - カ 第23条(障害再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
  - キ 第24条(PASMOの交換および移替え)
  - ク 第26条(払いもどし)
  - ケ 第27条(PASMOの変更)
- (2) 前条第1項第4号から第12号に定めるICカード乗車券について
  - ア 第12条(チャージ)
  - イ 第13条(SF残額履歴の確認)
  - ウ 第28条(同一駅で出場する場合)の消去処理
  - エ 第29条第2項第1号(列車の運行不能の場合の取扱方)の消去処理

(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

**第32条** 以下の取扱いについては第30条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第20条により無効となったカードの取扱い

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

**第22条** 前条にかかわらず、次の各号に定める障がい者用ICカード乗車券においては、それぞれの各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 前条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカード乗車券について
  - ア 第6条(発売)
  - イ 第7条第4項(SF残額の確認)
  - ウ 第10条第2項(再印字)
  - エ 第11条第2項(障がい者用PASMOの個人情報変更)
  - オ 第14条(紛失再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
  - カ 第15条(障害再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
  - キ 第16条(障がい者用PASMOの交換)
  - ク 第18条(払いもどし)
  - ケ 第19条(障がい者用PASMOの変更)

(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

**第23条** 以下の取扱いについては第21条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (1) 第5条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第12条により無効となったカードの取扱い

**「ＩＣカード乗車券取扱規則・ＩＣカード乗車券取扱基準規程  
・ＩＣカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表**

現行	改定案
<p style="text-align: center;"><b>「ＩＣカード乗車券取扱規則」(抜粋)</b></p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第16条</b> 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 前各項にかかわらず、各ＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各ＩＣ鉄道事業者で定めるＩＣカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>「ＩＣカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 株式会社横浜シーサイドラインＩＣカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)及びＩＣカード乗車券取扱規則に関する特約(以下「特約」という。)の定めに基づく旅客の運送ならびにその取扱方については、規則及び特約によるほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。</p> <p>(注1)法令の主なものについては、次のとおりである。</p> <p>(1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)</p> <p>(2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)</p> <p>(3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)</p> <p>(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。</p> <p>(1) 旅客営業規則(2021年7月1日付)</p> <p>(2) 旅客営業取扱基準規程(2021年3月13日付)</p> <p>(3) PASMО取扱規則</p> <p>(4) PASMО取扱基準規程</p> <p>(5) PASMО取扱規則に関する特約</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。</p> <p>(2) 「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。</p> <p>(3) 「PASMО規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMО取扱規則をいう。</p> <p>(4) 「PASMО規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMО取扱基準規程をいう。</p> <p>(S F残額の確認)</p> <p><b>第13条</b> 規則第13条第1項の規定に基づくS F残額は、自動改札機、自動券売機、自動精算機、処理機及び手</p>	<p style="text-align: center;"><b>「ＩＣカード乗車券取扱規則」(抜粋)</b></p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第16条</b> 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 前各項にかかわらず、<u>当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間</u>を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</u></p> <p>(2) <u>旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</u></p> <p>3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または<u>療育手帳</u>を呈示するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>「ＩＣカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 株式会社横浜シーサイドラインＩＣカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)及びＩＣカード乗車券取扱規則に関する特約(以下「特約」という。)、<u>障がい者用ＩＣカード乗車券取扱特約(以下「障がい者用ＩＣ特約」という。)</u>の定めに基づく旅客の運送ならびにその取扱方については、規則及び特約によるほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。</p> <p>(注1)法令の主なものについては、次のとおりである。</p> <p>(1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)</p> <p>(2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)</p> <p>(3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)</p> <p>(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。</p> <p>(1) 旅客営業規則(2021年7月1日付)</p> <p>(2) 旅客営業取扱基準規程(2021年3月13日付)</p> <p>(3) PASMО取扱規則</p> <p>(4) PASMО取扱基準規程</p> <p>(5) PASMО取扱規則に関する特約</p> <p><u>(6) 障がい者用PASMО取扱特約</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。</p> <p>(2) 「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。</p> <p>(3) 「PASMО規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMО取扱規則をいう。</p> <p>(4) 「PASMО規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMО取扱基準規程をいう。</p> <p><u>(5) 「障がい者用特約」とは、株式会社パスモが定める障がい者用PASMО取扱特約をいう。</u></p> <p>(S F残額の確認)</p> <p><b>第13条</b> 規則第13条第1項<u>又は障がい者用ＩＣ特約第7条第1項</u>の規定に基づくS F残額は、自動改札機、</p>

ャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項の規定に基づくSF残額履歴は、自動券売機、処理機により確認することができる。

(SF残額履歴の表示方及び印字方)

第14条 規則第13条第2項の規定によりSF残額履歴の確認をする場合の機器での表示方及び印字方は次のとおりとする。

- (1) 表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事業者・残額の順とする。
- (2) 表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりSFを利用した駅、又は規則第14条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅とする。

(追記)

(追記)

(入場したICカード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第18条 規則第5条第1項及び第7項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の有効な乗車券と併用のうえ出場する場合、ICカード乗車券で旅行を開始したときは、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃を適用して、入場したICカード乗車券から減額することがある。

ただし、併用した乗車券について営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間については営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(入場したICカード乗車券と他のICカード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第19条 規則第5条第1項及び第7項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他のICカード乗車券を併用のうえ出場する場合、入場したICカード乗車券及び他の併用するICカード乗車券について、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃を適用して減額することがある。

(PASMOの発売)

第20条 PASMOは、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。

2 PASMOの発売額は、1枚につき1,000円から20,000円までの1,000円単位(PASMO規則第11条に規定するデポジットを含む。)とする。

3 記名PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号に定める。

(追記)

(追記)

自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項又は障がい者用IC特約第7条第2項の規定に基づくSF残額履歴は、自動券売機、自動精算機、処理機により確認することができる。

(SF残額履歴の表示方及び印字方)

第14条 規則第13条第2項又は障がい者用IC特約第7条第2項の規定によりSF残額履歴の確認をする場合の機器での表示方及び印字方は次のとおりとする。

- (1) 表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事業者・残額の順とする。
- (2) 表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりSFを利用した駅、又は規則第14条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅とする。

(障がい者用PASMOの取扱い)

第16条の2 使用者となる記名人本人以外から、次の各号に定める障がい者用PASMOの取扱いの申し出があった場合は、使用者となる記名人本人の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発見第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳(以下「手帳」という。)等の確認をしたときに取扱うことができる。

- (1) 障がい者用IC特約第6条に定める発売
- (2) 障がい者用IC特約第11条に定める障がい者用PASMOの個人情報変更
- (3) 障がい者用IC特約第14条に定める紛失再発行
- (4) 障がい者用IC特約第18条に定める払いもどし
- (5) 障がい者用IC特約第20条に定める有効期限の更新

(同一旅客に対する障がい者用PASMOの複数枚発売)

第17条の2 障がい者用PASMO特約第9条第3項の規定にかかわらず、障がい者用PASMOを所持する旅客から、複数枚の障がい者用PASMOの購入をしたい旨の申し出があった場合は、事情やむを得ない場合に限って発売する。

※ 事情やむを得ない場合は、次の場合等をいう。

- (1) 指定学校への通学ならびにその他の箇所に通うためにやむを得ず定期乗車券が複数枚所持となる場合
- (2) 定期乗車券の発売範囲等の都合により、やむを得ず複数枚所持となる場合

(入場したICカード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第18条 規則第5条第1項及び第7項又は障がい者用IC特約第4条第1項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の有効な乗車券と併用のうえ出場する場合、ICカード乗車券で旅行を開始したときは、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を適用して、入場したICカード乗車券から減額することがある。ただし、併用した乗車券について営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間については営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(入場したICカード乗車券と他のICカード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第19条 規則第5条第1項及び第7項又は障がい者用IC特約第4条第1項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他のICカード乗車券を併用のうえ出場する場合、入場したICカード乗車券及び他の併用するICカード乗車券について、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を適用して減額することがある。

(PASMOカードの発売)

第20条 PASMOカードは、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。

2 PASMOカードの発売額は、1枚につき1,000円から20,000円までの1,000円単位(PASMO規則第11条又は障がい者用特約第8条に規定するデポジットを含む。)とする。

3 記名PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号1に定める。

4 障がい者用PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号2に定める。

(障がい者用PASMOの有効期限にかかわる帳票類の様式)

第20条の2 障がい者用PASMOの発売および更新時に交付する「有効期限のご案内」の様式は別表第8号

のとおりとする。

(P A S M O カードに付加する乗車券の発売)

**第21条** 規則第11条第2項 又は障がい者用 I C 特約第6条第2項の規定により、別紙第1号1に定める「P A S M O・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。) 又は別表第1号2に定める「障がい者用 P A S M O・定期券・企画券購入申込書(兼 障がい者用 P A S M O 有効期限更新・個人情報変更申込書)」(以下「障がい者用 P A S M O 定期券購入申込書等」という。)の提出を受け P A S M O カード(出場状態のものに限る。)に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び旅客連絡運輸取扱規程に定める区間(規則第3条第3号で定める I C 鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期乗車券とする。

2 第1項及び第2項の規定により、小児に対して I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を発売する場合は、小児用 P A S M O にのみ付加することができる。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

**第23条** I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

2 I C 定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券を発売する場合には基準規程第21条の規定により発売するものとする。

3 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券以外の定期乗車券を発売する場合は現在使用している I C 定期乗車券については、規則第26条 又は障がい者用 I C 特約第18条の取扱いによる。

(不正乗車等の旅客に対する特例)

**第26条** 規則第21条 又は障がい者用 I C 特約第13条の規定により、I C 定期乗車券の券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算する場合、その日数は、当該 I C 定期乗車券の有効期間を上限とすることができる。

(無効となる I C カード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

**第28条** 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条 又は障がい者用 I C 特約第12条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通旅客運賃 又は I C 規則第16条に定める割引の運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

**第29条** 規則第22条 又は障がい者用 I C 特約第14条の規定により記名 P A S M O の紛失再発行を行う場合に提出する「P A S M O ・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第22条 又は障がい者用 I C 特約第14条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

**第30条** 規則第23条 又は障がい者用 I C 特約第15条の規定により I C カード乗車券の障害再発行を行う場合に提出する「P A S M O ・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第23条 又は障がい者用 I C 特約第15条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

**第31条** 規則第23条 又は障がい者用 I C 特約第15条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害カードに有効期間内の定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23条第2項 又は障がい者用 I C 特約第15条第2項により交付された再発行整理票の呈示を受け乗車させるものとする。

2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5号に定める「I C 定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼 P A S M O お預かり書」を交付し、併せて呈示を受け乗車させるものとする。

(P A S M O に付加する乗車券の発売)

**第21条** 規則第11条第2項の規定により、別表第1号に定める「P A S M O ・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。)の提出を受け P A S M O (出場状態のものに限る。)に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び連絡運輸規程に定める区間(規則第3条第3号で定める I C 鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期乗車券とする。

2 第1項の規定により、小児に対して I C 定期乗車券を発売する場合は、小児用 P A S M O にのみ付加することができる。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

**第23条** I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

2 I C 定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券を発売する場合には基準規程第21条の規定により発売するものとする。

3 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券以外の定期乗車券を発売する場合は現在使用している I C 定期乗車券については、規則第26条の取扱いによる。

(不正乗車等の旅客に対する特例)

**第26条** 規則第21条の規定により、I C 定期乗車券の券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算する場合、その日数は、当該 I C 定期乗車券の有効期間を上限とすることができる。

(無効となる I C カード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

**第28条** 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

**第29条** 規則第22条の規定により記名 P A S M O の紛失再発行を行う場合に提出する「P A S M O ・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第22条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

**第30条** 規則第23条の規定により I C カード乗車券の障害再発行を行う場合に提出する「P A S M O ・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第23条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

**第31条** 規則第23条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害カードに有効期間内の定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23条第2項により交付された再発行整理票の呈示を受け乗車させるものとする。

2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5号に定める「I C 定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼 P A S M O お預かり書」を交付し、併せて呈示を受け乗車させるものとする。

(本人確認の特例)

**第37条** 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できない場合は、事情の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該 I C カード乗車券の記名本人であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

(委任状の取扱い)

**第38条** 本人確認が必要な記名 I C カード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の公的証明書(写し)と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。

2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。

(1) あて先(駅長あて)

- (2) 委任者（再発行又は払いもどし請求者本人）の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (4) 権限を委任する旨
- (5) 日付

3 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にかかわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該ICカード乗車券の記名本人の公的証明書（写し）の呈示を省略することができる。

（払いもどしにかかわる帳票類の様式）

第39条 規則第26条の規定によりPASMOの払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

### 第3編 個人情報の取扱い

（個人情報の記載された帳票類の取扱い）

第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。

（注）個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。

- (1) 別表第1号に定める「定期券購入申込書等」
- (2) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
- (3) 別表第5号に定めるIC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
- (4) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
- (5) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
- (6) 機器から出力されるジャーナル類
- (7) 第38条第2項に定める委任状

（個人情報の変更）

第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号に定める「定期券購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなければならない。

2 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

### 第4編 特殊取扱い

（改札機等への誤タッチの取扱い）

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を払いもどしし、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することができる。

（改札機等へのタッチ未了の取扱い）

第49条 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することができる。

（追記）

### 第5編 ICカード乗車券の相互利用

（PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定）

第52条 PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」取扱うこととし、以下の規定に準じる。

- (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条第3号（再発行整理票交付手続に限る）、第18条、

（本人確認の特例）

第37条 規則第22条第1項及び第2項又は障がい者用IC特約第14条第1項、第2項に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できない場合は、事情気の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該ICカード乗車券の記名本人であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

（委任状の取扱い）

第38条 本人確認が必要な記名ICカード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の公的証明書（写し）と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。

2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。

- (1) あて先（駅長あて）
- (2) 委任者（再発行又は払いもどし請求者本人）の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (4) 権限を委任する旨
- (5) 日付

3 規則第22条第1項及び第2項又は障がい者用IC特約第14条第1項、第2項に定める使用停止措置を行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にかかわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該ICカード乗車券の記名本人の公的証明書（写し）の呈示を省略することができる。

（払いもどしにかかわる帳票類の様式）

第39条 規則第26条又は障がい者用IC特約第18条の規定によりPASMOカードの払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

### 第3編 個人情報の取扱い

（個人情報の記載された帳票類の取扱い）

第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。

（注）個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。

- (1) 別表第1号1に定める「定期券購入申込書等」
- (2) 別表第1号2に定める「障がい者用PASMO定期券購入申込書等」
- (3) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
- (4) 別表第5号に定めるIC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
- (5) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
- (6) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
- (7) 機器から出力されるジャーナル類
- (8) 第38条第2項に定める委任状

（個人情報の変更）

第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号1に定める「定期券購入申込書等」又は別表第1号2に定める「障がい者用PASMO定期券購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなければならない。

2 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

### 第4編 特殊取扱い

（改札機等への誤タッチの取扱い）

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を払いもどし、別途実際乗車区間の普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を収受することができる。

（改札機等へのタッチ未了の取扱い）



第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。

- (2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、第10条（ただし一部機器を除く）、第12条、第13条第1項（ただし一部機器を除く）第18条、第19条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。

(追記)

**第49条** 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号又は障がい者用IC特約第12条第2号の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を収受することがある。

(使用方法に反する履歴発見時の取扱い)

**第52条** 有効期限の更新時等でSF残額履歴を確認する時、規則第5条および障がい者用IC特約第4条に定める使用方法に反する履歴を発見した場合は、旅客に使用状況を確認し、事情気の毒と認められる場合に限り、その利用区間に対する正当な普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を収受することができる。

## 第5編 ICカード乗車券の相互利用

(PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定)

**第53条** PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」または「障がい者用ICカード乗車券」として取扱うこととし、以下の規定に準じる。

- (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条第3号（再発行整理票交付手続に限る）、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。

- (2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、第10条（ただし一部機器を除く）、第12条、第13条第1項（ただし一部機器を除く）第18条、第19条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。

- (3) 障がい者用IC特約第21条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条の2第3号（再発行整理票交付手続に限る）、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。

別表第1号 PASMO・定期券購入申込書（兼 個人情報変更申込書）の様式

表

9.1cm

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

裏

17.4cm

別表第1号1 PASMO・定期券購入申込書（兼 個人情報変更申込書）の様式

表

9.1cm

備考：1 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。  
2 下記の内容を記載する。

裏

17.4cm

< PASMO定期券・磁気定期券をご購入のお客さまの場合 >

1. 定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
2. お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
  - (1) 定期券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
  - (2) 当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認
3. 当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

(追記)

別表第1号2 障がい者用PASMO・定期券・企画券購入申込書（兼 障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書）の様式

表

株式会社 鉄道  
○交通事業局

**障がい者用PASMO・定期券・企画券購入申込書**  
**（兼 障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書）**

以下の内容およびPASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約、当社の障害者乗車規則に同意し、申し込みをいたします。

障がい者用PASMO（本人用・介護者用）は、鉄道事業者の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」であり、また「乗降券等」は、鉄道事業者が定める乗降券の一種として扱われます。また、障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更申込書は、乗降券の一種として扱われます。なお、乗降券の有効期限更新・個人情報変更申込書は、乗降券の一種として扱われます。また、乗降券の有効期限更新・個人情報変更申込書は、乗降券の一種として扱われます。

■障がい者用PASMO・定期券・企画券購入申込書の注意事項

- 障がい者用PASMOの購入、有効期限更新、変更、払い戻し等は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。
- 障がい者用PASMOの購入、有効期限更新、変更、払い戻し等は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。
- 障がい者用PASMOの購入、有効期限更新、変更、払い戻し等は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。
- 障がい者用PASMOの購入、有効期限更新、変更、払い戻し等は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。

■障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更の注意事項

- 障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。
- 障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。

裏

■障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更の注意事項

項目	有効期限更新	個人情報変更
障がい者用PASMOの有効期限更新	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
障がい者用PASMOの個人情報変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

以下に必要事項を記載してください。

氏名	性別	生年月日	住所

※住所欄に〒の記号を必ず入力してください。

氏名	性別	生年月日	住所

※住所欄に〒の記号を必ず入力してください。

■乗降券購入の注意事項

障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。

障がい者用PASMOの有効期限更新・個人情報変更は、乗降券の取扱特約、当社の障害者乗車規則（第1項）の定めによる「乗降券等」の扱いとなります。

29.7cm

21.0cm

備考：1 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。  
2 下記の内容を記載する。

- <障がい者用PASMOに定期券・企画券をご購入のお客さまの場合>
- 定期券・企画券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
  - お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
    - 定期券・企画券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
    - 当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
  - 当社は、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内でPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

(追記)

別表第8号 有効期限のご案内

### 有効期限のご案内

障がい者用PASMOは有効期限がございます。  
引き続きご使用になる場合は、更新の手続きが必要となります。

カード番号：  
PB123-4567-8901-2345  
有効期限：～2023.10.31

■有効期限は最終更新日から1年後の同月末日までとなります。

(例) 4月1日更新⇒翌年4月30日まで有効

■有効期限更新は随時可能です。

■有効期限更新の際は以下3点を持参してください。

- ①障がい者PASMO
- ②介護者PASMO
- ③障害者手帳等

■有効期限更新は、障がい者PASMOと介護者PASMOを同時に行います。別々に更新することはできません。

■更新が可能な駅等は最寄のPASMO取扱鉄道事業者にお問合せください。

発行日：2022.10.10  
〇〇〇〇駅-窓処  
01コーナー-02号機  
NO.1234      〇〇〇〇〇〇株式会社

注：1 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。  
2 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる

## 「ＩＣカード乗車券取扱規則に関する特約」(抜粋)

(モバイルPASMOの発行替え)

**第11条** PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行替え)

**第11条の2** PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

**第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 「ＩＣカード乗車券取扱規則に関する特約」(抜粋)

(モバイルPASMOの発行替え)

**第11条** PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (6) その他、当社が特に認めたもの

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行替え)

**第11条の2** PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (5) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
- (6) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

**第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASMOまたはApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行、**その他コンピュータシステム処理等**により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

「旅客営業規則」新旧対照表

現行	改定
----	----

「旅客営業規則」(抜粋)

(定期乗車券の再発行)

- 第 107 条** 定期乗車券を所持する旅客は、汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき、または裏面の磁気情報にき損を生じたときは、当該定期乗車券の再発行を請求することができる。この場合、旅客は、定期乗車券再発行申請書を提出しなければならない。
- 2 定期乗車券再発行申請書の様式は、次のとおりとする。

株式会社/イモモ  
株式会社機構サービスライン

※申請内容を「O」で読んでください。  
※「定期乗車券のみ」の払いもどし・定期券消去は定期券消去情報のみを行います。ICカードはそのままに返却いたします。

申請年月日 年 月 日

再発行の種類  
①再発行の種類 (紛失) (なした) (障害) (にわた) (た)

②ICカードの種類 (PASMO) (Suica)

③定期券の有無 鉄道定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし) バス定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし)

オナエ  
生年月日 性別 理由

発行事業者 区間 理由 有効期間

取換事業者記録簿

取換事業者 株式会社機構サービスライン 取換理由

本人確認に使用した書類

記事簿

(定期乗車券使用後の旅客運賃の払戻し)

- 第 116 条** 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、定期乗車券払いもどし申請書とともに指定駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。
- 2 定期乗車券払いもどし申請書の様式は、次のとおりとする。

株式会社/イモモ  
株式会社機構サービスライン

※申請内容を「O」で読んでください。  
※「定期乗車券のみ」の払いもどし・定期券消去は定期券消去情報のみを行います。ICカードはそのままに返却いたします。

申請年月日 年 月 日

再発行の種類  
①再発行の種類 (紛失) (なした) (障害) (にわた) (た)

②ICカードの種類 (PASMO) (Suica)

③定期券の有無 鉄道定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし) バス定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし)

オナエ  
生年月日 性別 理由

発行事業者 区間 理由 有効期間

取換事業者記録簿

取換事業者 株式会社機構サービスライン 取換理由

本人確認に使用した書類

記事簿

- 3 第1項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、また1か月未満の経過日数は、1か月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
- 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
  - 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
  - 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
  - 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

「旅客営業規則」(抜粋)

(定期乗車券の再発行)

- 第 107 条** 定期乗車券を所持する旅客は、汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき、または裏面の磁気情報にき損を生じたときは、当該定期乗車券の再発行を請求することができる。この場合、旅客は、定期乗車券再発行申請書を提出しなければならない。
- 2 定期乗車券再発行申請書の様式は、次のとおりとする。

PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書

以下の内容およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申請します。

①再発行の種類 (紛失) (なした) (障害) (にわた) (た)

②ICカードの種類 (PASMO) (Suica)

③定期券の有無 鉄道定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし) バス定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし)

オナエ  
生年月日 性別 理由

発行事業者 区間 理由 有効期間

取換事業者記録簿

取換事業者 株式会社機構サービスライン 取換理由

本人確認に使用した書類

記事簿

(定期乗車券使用後の旅客運賃の払戻し)

- 第 116 条** 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、定期乗車券払いもどし申請書とともに指定駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。
- 2 定期乗車券払いもどし申請書の様式は、次のとおりとする。

PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書

以下の内容およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申請します。

①再発行の種類 (紛失) (なした) (障害) (にわた) (た)

②ICカードの種類 (PASMO) (Suica)

③定期券の有無 鉄道定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし) バス定期券 (あり) (有効期限切れ) (なし)

オナエ  
生年月日 性別 理由

発行事業者 区間 理由 有効期間

取換事業者記録簿

取換事業者 株式会社機構サービスライン 取換理由

本人確認に使用した書類

記事簿

- 3 第1項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、また1か月未満の経過日数は、1か月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
- 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
  - 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
  - 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
  - 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

「連絡運輸規程」新旧対照表

現行	改定																																																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>「連絡運輸規程」 (抜粋)</b></p> <p>(連絡運輸の範囲)</p> <p>第2条 当社と連絡運輸を行う運輸機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。</p> <p>(2)「京急」とは、京浜急行電鉄株式会社をいう。</p> <p>(3)「東急」とは、東京急行電鉄株式会社をいう。</p> <p>(4)「相鉄」とは、相模鉄道株式会社をいう。</p> <p>(5)「横浜市営地下鉄」とは、横浜市交通局をいう。</p> <p>2 連絡運輸の区域および取扱連絡乗車券の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 東急線</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">当 社 線</th> <th rowspan="2">連絡会社</th> <th colspan="3">東 急 線</th> </tr> <tr> <th>線 名</th> <th>発 駅</th> <th>接 続 駅</th> <th>線 名</th> <th colspan="2">着 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">通勤・通学</td> <td rowspan="6">全 線</td> <td rowspan="6">各 駅</td> <td rowspan="6">金沢八景駅</td> <td rowspan="6">京急線</td> <td rowspan="6">横浜駅</td> <td>東横線</td> <td>各 駅</td> </tr> <tr> <td>田園都市線</td> <td>用賀駅・池尻大橋駅間の各駅</td> </tr> <tr> <td>大井町線</td> <td rowspan="4">各 駅</td> </tr> <tr> <td>目黒線</td> </tr> <tr> <td>多摩川線</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">全 線</td> <td rowspan="6">各 駅</td> <td rowspan="6">新杉田駅</td> <td rowspan="6">根岸線</td> <td rowspan="6">横浜駅</td> <td>東横線</td> <td>各 駅</td> </tr> <tr> <td>田園都市線</td> <td>用賀駅・池尻大橋駅間の各駅</td> </tr> <tr> <td>大井町線</td> <td rowspan="4">各 駅</td> </tr> <tr> <td>目黒線</td> </tr> <tr> <td>多摩川線</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> <td rowspan="2">新杉田駅</td> <td rowspan="2">根岸線</td> <td rowspan="2">蒲田駅</td> <td>多摩川線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td>全 線</td> <td>各 駅</td> <td>新杉田駅</td> <td>根岸線</td> <td>大井町駅</td> <td>大井町線</td> <td>下神明駅・大岡山駅間の各駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世田谷線（各駅）・こどもの国線（各駅）を除く</p> <p>(4) 相鉄線</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">当 社 線</th> <th rowspan="2">連絡会社</th> <th colspan="3">相 鉄 線</th> </tr> <tr> <th>線 名</th> <th>発 駅</th> <th>接 続 駅</th> <th>線 名</th> <th colspan="2">着 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通勤・通学</td> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> <td>金沢八景駅</td> <td rowspan="2">京急線</td> <td rowspan="2">横浜駅</td> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> </tr> <tr> <td>新杉田駅</td> <td>根岸線</td> </tr> </tbody> </table>	種別	当 社 線			連絡会社	東 急 線			線 名	発 駅	接 続 駅	線 名	着 駅		通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	東横線	各 駅	田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅	大井町線	各 駅	目黒線	多摩川線	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	東横線	各 駅	田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅	大井町線	各 駅	目黒線	多摩川線	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	蒲田駅	多摩川線	各 駅	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	下神明駅・大岡山駅間の各駅	種別	当 社 線			連絡会社	相 鉄 線			線 名	発 駅	接 続 駅	線 名	着 駅		通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	<p style="text-align: center;"><b>「連絡運輸規程」 (抜粋)</b></p> <p>(連絡運輸の範囲)</p> <p>第2条 当社と連絡運輸を行う運輸機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。</p> <p>(2)「京急」とは、京浜急行電鉄株式会社をいう。</p> <p>(3)「東急」とは、東京急行電鉄株式会社をいう。</p> <p>(4)「相鉄」とは、相模鉄道株式会社をいう。</p> <p>(5)「横浜市営地下鉄」とは、横浜市交通局をいう。</p> <p>2 連絡運輸の区域および取扱連絡乗車券の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 東急線</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">当 社 線</th> <th rowspan="2">連絡会社</th> <th colspan="3">東 急 線</th> </tr> <tr> <th>線 名</th> <th>発 駅</th> <th>接 続 駅</th> <th>線 名</th> <th colspan="2">着 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">通勤・通学</td> <td rowspan="6">全 線</td> <td rowspan="6">各 駅</td> <td rowspan="6">金沢八景駅</td> <td rowspan="6">京急線</td> <td rowspan="6">横浜駅</td> <td>東横線</td> <td>各 駅</td> </tr> <tr> <td>田園都市線</td> <td>用賀駅・池尻大橋駅間の各駅</td> </tr> <tr> <td>大井町線</td> <td rowspan="4">各 駅</td> </tr> <tr> <td>目黒線</td> </tr> <tr> <td>多摩川線</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">全 線</td> <td rowspan="6">各 駅</td> <td rowspan="6">新杉田駅</td> <td rowspan="6">根岸線</td> <td rowspan="6">横浜駅</td> <td>東横線</td> <td>各 駅</td> </tr> <tr> <td>田園都市線</td> <td>用賀駅・池尻大橋駅間の各駅</td> </tr> <tr> <td>大井町線</td> <td rowspan="4">各 駅</td> </tr> <tr> <td>目黒線</td> </tr> <tr> <td>多摩川線</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> <td rowspan="2">新杉田駅</td> <td rowspan="2">根岸線</td> <td rowspan="2">蒲田駅</td> <td>多摩川線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> </tr> <tr> <td>池上線</td> </tr> <tr> <td>全 線</td> <td>各 駅</td> <td>新杉田駅</td> <td>根岸線</td> <td>大井町駅</td> <td>大井町線</td> <td>下神明駅・大岡山駅間の各駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世田谷線（各駅）・こどもの国線（各駅）・<b>新横浜線（各駅）</b>を除く</p> <p>(4) 相鉄線</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">当 社 線</th> <th rowspan="2">連絡会社</th> <th colspan="3">相 鉄 線</th> </tr> <tr> <th>線 名</th> <th>発 駅</th> <th>接 続 駅</th> <th>線 名</th> <th colspan="2">着 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通勤・通学</td> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> <td>金沢八景駅</td> <td rowspan="2">京急線</td> <td rowspan="2">横浜駅</td> <td rowspan="2">全 線</td> <td rowspan="2">各 駅</td> </tr> <tr> <td>新杉田駅</td> <td>根岸線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<b>新横浜駅</b>を除く</p>	種別	当 社 線			連絡会社	東 急 線			線 名	発 駅	接 続 駅	線 名	着 駅		通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	東横線	各 駅	田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅	大井町線	各 駅	目黒線	多摩川線	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	東横線	各 駅	田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅	大井町線	各 駅	目黒線	多摩川線	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	蒲田駅	多摩川線	各 駅	池上線	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	下神明駅・大岡山駅間の各駅	種別	当 社 線			連絡会社	相 鉄 線			線 名	発 駅	接 続 駅	線 名	着 駅		通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線
種別		当 社 線				連絡会社	東 急 線																																																																																																																																																														
	線 名	発 駅	接 続 駅	線 名	着 駅																																																																																																																																																																
通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	東横線	各 駅																																																																																																																																																														
						田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅																																																																																																																																																														
						大井町線	各 駅																																																																																																																																																														
						目黒線																																																																																																																																																															
						多摩川線																																																																																																																																																															
						池上線																																																																																																																																																															
	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	東横線	各 駅																																																																																																																																																														
						田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅																																																																																																																																																														
						大井町線	各 駅																																																																																																																																																														
						目黒線																																																																																																																																																															
						多摩川線																																																																																																																																																															
						池上線																																																																																																																																																															
全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	蒲田駅	多摩川線	各 駅																																																																																																																																																															
					池上線																																																																																																																																																																
全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	下神明駅・大岡山駅間の各駅																																																																																																																																																															
種別	当 社 線			連絡会社	相 鉄 線																																																																																																																																																																
	線 名	発 駅	接 続 駅		線 名	着 駅																																																																																																																																																															
通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	全 線	各 駅																																																																																																																																																														
			新杉田駅					根岸線																																																																																																																																																													
種別	当 社 線			連絡会社	東 急 線																																																																																																																																																																
	線 名	発 駅	接 続 駅		線 名	着 駅																																																																																																																																																															
通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	東横線	各 駅																																																																																																																																																														
						田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅																																																																																																																																																														
						大井町線	各 駅																																																																																																																																																														
						目黒線																																																																																																																																																															
						多摩川線																																																																																																																																																															
						池上線																																																																																																																																																															
	全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	東横線	各 駅																																																																																																																																																														
						田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅																																																																																																																																																														
						大井町線	各 駅																																																																																																																																																														
						目黒線																																																																																																																																																															
						多摩川線																																																																																																																																																															
						池上線																																																																																																																																																															
全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	蒲田駅	多摩川線	各 駅																																																																																																																																																															
					池上線																																																																																																																																																																
全 線	各 駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	下神明駅・大岡山駅間の各駅																																																																																																																																																															
種別	当 社 線			連絡会社	相 鉄 線																																																																																																																																																																
	線 名	発 駅	接 続 駅		線 名	着 駅																																																																																																																																																															
通勤・通学	全 線	各 駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	全 線	各 駅																																																																																																																																																														
			新杉田駅					根岸線																																																																																																																																																													